

令和5年度八潮市国民健康保険税の留意点

八潮市では、関係法令の改正や県が定めた「運営方針」などを踏まえ、令和5年度から課税限度額及び軽減制度の一部を改正いたします。

納税者様及び被保険者様にはご負担をお掛けしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

課税限度額の改定

- 医療給付費分及び後期高齢者支援金等分の課税限度額を引き上げます。

令和4年度		➔	令和5年度	
医療給付費分	630,000円		医療給付費分	650,000円
後期高齢者支援金等分	190,000円		後期高齢者支援金等分	200,000円
介護納付金分	170,000円		介護納付金分	170,000円
合計	990,000円		合計	1,020,000円



軽減の適用判定に係る計算方法の改定

- 低所得世帯に対する均等割額の軽減（7割・5割・2割）の内、2割軽減及び5割軽減の適用範囲を拡充します。

令和4年度			
軽減割合	対象となる世帯		
7割軽減	前年分所得が	$43万円 + (\text{給与所得者等}^{\ast} \text{の数} - 1) \times 10万円$ 以下	の世帯
5割軽減	前年分所得が	$43万円 + (\text{給与所得者等}^{\ast} \text{の数} - 1) \times 10万円$ + 28.5万円 × 被保険者数以下	の世帯
2割軽減	前年分所得が	$43万円 + (\text{給与所得者等}^{\ast} \text{の数} - 1) \times 10万円$ + 52万円 × 被保険者数以下	の世帯



令和5年度			
軽減割合	対象となる世帯		
7割軽減	前年分所得が	$43万円 + (\text{給与所得者等}^{\ast} \text{の数} - 1) \times 10万円$ 以下	の世帯
5割軽減	前年分所得が	$43万円 + (\text{給与所得者等}^{\ast} \text{の数} - 1) \times 10万円$ + 29万円 × 被保険者数以下	の世帯
2割軽減	前年分所得が	$43万円 + (\text{給与所得者等}^{\ast} \text{の数} - 1) \times 10万円$ + 53.5万円 × 被保険者数以下	の世帯

お問い合わせ

八潮市役所 国保年金課 保険賦課係
電話048-996-2111 内線833・834・835